主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人植松繁一の上告理由について

自筆遺言証書に年月の記載はあるが日の記載がないときは、右遺言書は民法九六 八条一項にいう日付の記載を欠く無効のものと解するのが、相当である。これと同 趣旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。 論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	環			昌	_
裁判	官	天		野	武	_
裁判	官	江	里	П	清	雄
裁判	官	高		辻	正	己
裁判'	官	服		部	高	暴重